

# 佐賀市有線テレビ加入の手引き

佐賀市では、富士町、三瀬村、大和町の一部（松瀬、梅野、名尾、八反原等）をエリアとした、有線テレビのサービスを行っており、地上デジタル放送（地デジ）、FM放送などを提供しています。

## 【チャンネルのご案内】

- ◆地上デジタル放送 STS、NHK（総合、Eテレ）、RKB、FBS、KBC、TNC、TVQ、第1コミュニティチャンネル、第2コミュニティチャンネル
- ◆FM ラジオ放送 ラジオ放送大学、FM 佐賀、NHK-FM（佐賀）、FM 福岡、FMK（エフエム・クマモト）、LOVE-FM、CROSS-FM

## 【申し込みの流れ】

### 1. 加入申請書の提出

申請書は、佐賀市役所大和、富士、三瀬各支所の総務課および本庁（大財別館）地域政策課にあります。また、佐賀市公式ホームページ上（<http://www.city.saga.lg.jp/main/1630.html>）からダウンロードすることもできます。申請書に必要事項を記入の上、前述の支所総務・地域振興グループ、地域政策課にご提出ください。

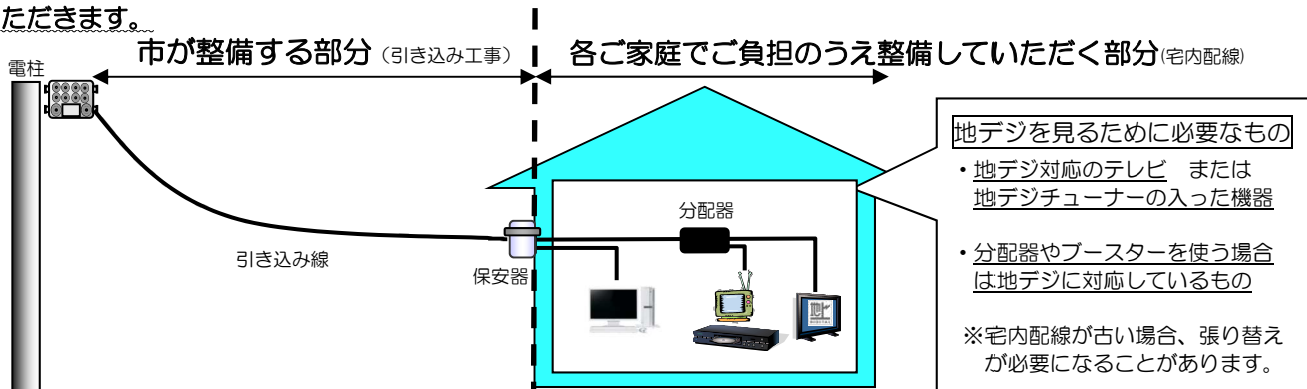
注：佐賀市は、有線テレビの運営業務を指定管理者である佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）に委託しています。

### 2. 分担金のお支払い

申請に基づき審査を行い、承認されれば加入承認書と分担金の納付書を郵送します。分担金のお支払いが確認でき次第、工事業者から日程調整のご連絡をさせていただきます。

### 3. 引き込み工事

市が工事を行う範囲は下図中の「市が整備する部分」です。分担金では、電柱から各ご家庭の壁に保安器を取り付け、宅内配線と接続するところまで行いますが、「宅内配線」の張替えは分担金とは別に加入者の自己負担で行っていただきます。



### 4. サービス開始

これで加入手続きは完了です。料金については、裏面をご覧ください。

## ※佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）のサービス

佐賀市有線テレビエリアでは、ぶんぶんテレビの多チャンネルサービスやインターネットサービスに加入することもできます。ぶんぶんテレビのサービスにご加入の場合、佐賀市有線テレビの分担金に加えて加入金と工事費が必要です。詳しくはぶんぶんテレビに直接お問合せください。【電話】0120-55-3734

- ◆多チャンネルサービス  
佐賀市有線テレビと同じ10ch、BS デジタル放送、専門チャンネル
- ◆インターネットサービス  
佐賀市有線テレビや多チャンネルサービスと組み合わせての利用が可能です。

# 料金案内

佐賀市有線テレビの料金や減免制度については、以下のとおりです。

## 加入時の初期費用

新たに佐賀市有線テレビに加入する場合、分担金が必要になります。

○分担金 **5万円**

※ 申請者宅までの工事の内容によっては5万円を超える場合があります。

## 月額料金

○一般のご家庭の場合

月額料金 **1,860円**（令和元年10月～）※店舗兼住宅、事業所等も同じ金額です。

※ 月額料金は加入月の翌月から発生します。

※ 旅館業関連施設や福祉施設等、部屋数の多い建物については別途お問い合わせください。

※ 月額料金は口座振替をおすすめしています。

口座振替を金融機関窓口（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行）にご依頼ください。

## 減免制度

分担金、月額料金の両方に減免制度があります。

以下に該当する場合は、佐賀市役所大和、富士、三瀬各支所の総務・地域振興グループおよび本庁（大財別館）地域政策課にお問い合わせください。

減免対象	分担金	月額料金
生活保護受給世帯	0円	0円
市県民税が非課税で75歳以上の一人暮らし世帯	0円	300円
社会福祉施設に入居中の方	0円	300円
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを所有する方がいる世帯でかつ世帯全員が市県民税非課税の世帯	0円	300円
児童福祉施設（保育所等）、学校・幼稚園、社会福祉事業施設（社会福祉協議会等）、老人福祉施設（老人ホーム等）、身体・知的障がい者福祉施設、更生保護事業施設、地区公民館等	0円	300円
身体障害者手帳を所有する視覚障がい者、聴覚障がい者又は重度障がい者の方が世帯主である世帯	25,000円	930円
重度の戦傷病者手帳を持つ方が世帯主である世帯	25,000円	930円
災害救助法による救助が行われた区域において、一定以上の被害にあわれた建物 ※救助日の属する月及びその翌月のみ	—	0円

※ 減免対象であっても分担金のうち5万円を超える部分は減免されません。

## Q & A

### Q1 宅内配線はそのまま使えますか？

- A 使えないこともあります。  
アナログ放送は視聴できても、地デジやインターネットをご利用いただけない場合があります。  
この場合、各ご家庭のご負担で新たに張り替えを行っていただく必要があります。

### Q2 加入申請書はどこにありますか？

- A 佐賀市公式ホームページ上 (<http://www.city.saga.lg.jp/main/1630.html>)、または裏面お問い合わせ先に置いています。住所、氏名など必要事項を記入、押印の上、裏面お問い合わせ先のいずれかまでご提出ください。

### Q3 加入時の初期費用について教えてください。

- A 佐賀市有線テレビの加入時には分担金が最低 5 万円（引込工事費用が 5 万円を超える場合には 5 万円以上）が必要です。  
※ ぶんぶんテレビにご加入の場合は、分担金に加えて加入金及び工事費が必要となります。詳しくはぶんぶんテレビに直接お問い合わせください。

### Q4 月額の利用料金はいくらですか？

- A 10チャンネルサービス（佐賀市有線テレビ）を利用する場合、一般のご家庭で月額1,860円です。  
旅館などの、多数のテレビを営業に用いる施設については、その設置台数に応じて料金が異なります。詳しくは料金案内をご覧ください。  
※ 多チャンネルサービス及びインターネット接続サービスの利用料金については、ぶんぶんテレビに直接お問い合わせください。

### Q5 NHKの受信料は月額利用料金に含まれていますか？

- A 含まれていません。別途NHKにお支払いいただく必要があります。

### Q6 月額料金の口座振替で利用できる金融機関はどこですか？

- A 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行です。  
ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合、下記お問合せ先で口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、金融機関にご提出ください。  
ゆうちょ銀行をご利用の場合、下記お問合せ先では様式を取り扱っておりませんので、ゆうちょ銀行の窓口で専用の口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、ゆうちょ銀行に直接ご提出ください。  
※ いずれの場合も、提出は金融機関へ直接お願いします。

## Q7 口座振替以外の支払方法がありますか？

- A 口座振替による支払いが難しい場合には、納付書での支払いも可能です。納付書払を希望される場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。納付書を郵送しますので、金融機関でお支払いいただくことになります。
- ※ コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

## Q8 減免制度はありますか？

- A 10チャンネルサービス（佐賀市有線テレビ）への加入者で、生活保護を受給している世帯や、75歳以上の一人暮らしで市県民税非課税の方などについては、減免の対象となる可能性があります。詳しくは料金案内をご覧ください。
- ※ ぶんぶんテレビのサービスには減免制度はありません。

## Q9 月額利用料金の支払いが遅れた場合、どうなりますか？

- A 指定の期日を過ぎてもお支払いされないときは、督促状を発送します。1回督促状を発送するごとに、督促手数料（100円）をいただくことになります。また、5ヶ月以上利用料金をお支払いいただけない場合は、有線テレビの利用を停止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## Q10 ぶんぶんテレビのサービスを利用するので、加入申請書は出さなくてもいいですか？

- A いいえ。
- ぶんぶんテレビのサービスを利用する場合であっても、加入申請書の提出がなければ、各ご家庭への回線の引き込みができません。

## Q11 有線テレビの利用を止めたいのですが、どのような手続きを行えばいいですか？

- A 利用を止める状況によって行っていただく手続きが変わります。
- ・借家の退出等で使用を終了する場合は「佐賀市有線テレビ終了届出書」を提出
  - ・家の解体等、現在の利用（引き込み）場所で、今後有線テレビを視聴することがない場合は「佐賀市有線テレビ加入解除届出書」を提出

いずれも、まずは下記お問い合わせ先までご一報ください。

### 【お問い合わせ先】

#### ●指定管理者

佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）

0120-55-3734

※障害報告は電話で24時間対応しています。

#### ●佐賀市役所

大和支所 総務・地域振興グループ 0952-62-1111

富士支所 総務・地域振興グループ 0952-58-2111

三瀬支所 総務・地域振興グループ 0952-56-2111

本庁（大財別館） 地域政策課 0952-40-7210